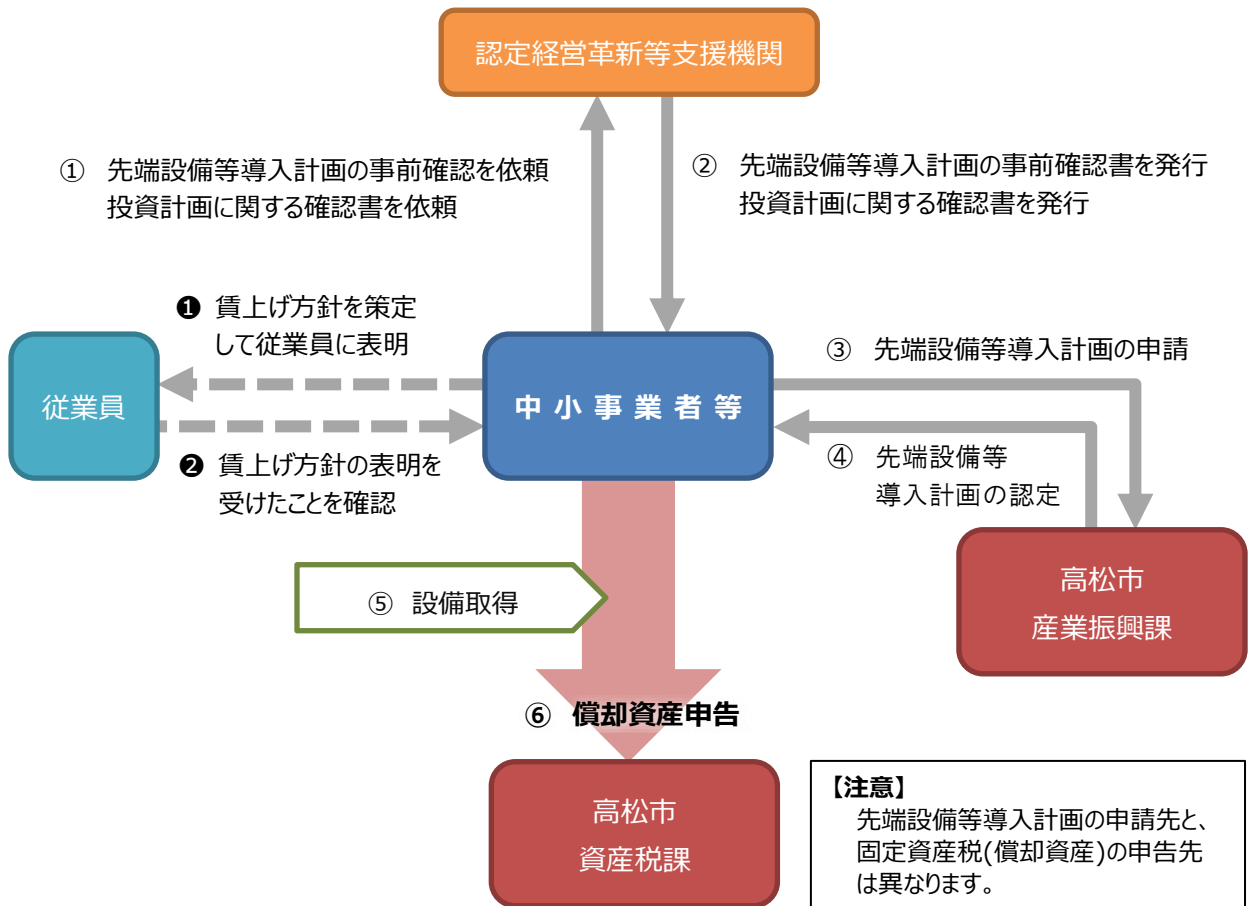


先端設備等に係る固定資産税の特例措置について

中小事業者等が、高松市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した一定の設備について、固定資産税（償却資産）の特例措置を講じます。

1 償却資産申告までの流れ



2 対象者

高松市から先端設備等導入計画の認定を受けた中企業業者等で、

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、次の場合は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

【注意】 先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者等とは規模要件が異なりますので、認定を受けた中小企業者等に対して必ず特例が適用されるとは限りません。

3 対象設備

高松市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した、以下の固定資産

対象の固定資産		最低取得価額 〔1台又は1基の取得価額〕	その他の要件
償却資産	機械装置	160万円以上	① 年平均の投資利益率が5%以上と見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 ② 生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備 ③ 中古資産でない設備
	工具	30万円以上	
	器具備品	30万円以上	
	建物附属設備 〔償却資産として課税されるものに限る〕	60万円以上	

4 取得時期及び特例率

新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から3年間、課税標準を2分の1とします。ただし、賃上げ方針を従業員に表明した場合は、課税標準を3分の1とし、より有利な特例割合を適用します。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
なし	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

5 根拠条文

地方税法附則第15条第44項

6 必要書類

償却資産申告書に、以下の書類を添付してください。

（1）先端設備等に係る固定資産税の特例<チェックシート>

- （2）高松市から認定を受けた「先端設備等導入計画」（写）
- （3）（2）の先端設備等導入計画に係る認定書（写）
- （4）認定経営革新等支援機関が発行した、先端設備等導入計画に関する事前確認書（写）
- （5）認定経営革新等支援機関が発行した、投資計画に関する確認書（写）

【賃上げ方針を伴う計画を申請した場合】

- （6）従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）

【リース会社がリース資産の申告を行う場合】

- （7）リース契約書（写）
- （8）公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写）

7 償却資産の申告期限

必要書類を添付のうえ、毎年1月1日（賦課期日）現在、高松市内に所有している償却資産の状況を、**1月31日までに**申告してください（地方税法第383条）。

（例：令和5年4月に資産を取得 ⇒ 令和6年1月4日～1月31日の間に申告）

8 申告書等提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 本庁舎2階 19番窓口
高松市財政局 税務部 資産税課 償却資産係（TEL：087-839-2244）

9 参考

- ・ 制度の詳細について
中小企業庁ホームページ
→経営サポート「先端設備等導入制度による支援」
- ・ 先端設備等導入計画の申請について
高松市公式ホームページ「もっと高松」
→産業振興課「先端設備等導入計画の認定について」